

# 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び臭気指数について

市では悪臭防止法（以下「法」という。）第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質の排出（漏出を含む。）を規制する地域の指定及び法第4条第2項の規定に基づく臭気指数の規制基準を次のように定めています。

## 1 規制地域

[別紙図面参照](#)

## 2 規制基準

### (1) 敷地境界

臭気指数 15

### (2) 気体排出口

法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数

### (3) 排出水

法第4条第2項第1号に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数

## 石巻市における規制状況と他自治体との比較

	悪臭防止法 (石巻市)	悪臭防止法 (仙台市)	県公害防止条例	県悪臭公害防止 対策要綱
適用地域	石巻市が 指定した地域	仙台市が 指定した地域	法の指定地域を除 く県内全域	県内全域
規制対象 の事業場	指定地域内の 全事業場	指定地域内の 全事業場	(1)魚腸骨処理場等 (2)有機質肥料製造 施設	農業・建設業・製造 業・卸売小売業・サ ービス業・電気ガス 水道事業
規制指 導の主体	石巻市	仙台市	県保健所(仙台市を 除く)、仙台市(仙台 市内)	法事務委任市町村、 県保健所・支所
規制基準	臭気指数 ①敷地境界 ②気体排出口 ③排出水	物質濃度規制 (22物質)	臭気指数 ①敷地境界 ②気体排出口 ③排出水	臭気強度 ①敷地境界
測定法	嗅覚測定法 (3点比較式臭袋法)		嗅覚測定法 (3点比較式臭袋法)	嗅覚測定法 (3点比較式臭袋法)
届出制	なし	なし	あり	なし
改善命 令等	改善勧告・命令	改善勧告・命令	計画変更命令、 改善勧告・命令	改善勧告